

令和4年12月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和4年12月8日 木曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	(欠員)	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 議案第 48 号 令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 7 回）
- 第 2 議案第 49 号 令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 3 議案第 50 号 令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 4 議案第 51 号 令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 5 議案第 52 号 令和 4 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 2 回）
- 第 6 議案第 53 号 令和 4 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 2 回）
- 第 7 議案第 54 号 川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例
- 第 8 議案第 55 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 56 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 57 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 58 号 川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 59 号 工事請負契約の締結（町道新谷三反間線道路改良工事（その 1））

(1 0 : 0 8)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 8)

日程第1 議案第48号

議 長 日程第1、議案第48号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。それでは、議案第48号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,196万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億672万9,000円にしようとするものであります。併せて、地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入においては、歳出の補助事業等の増額に伴う国・県支出金の増額、ふるさと応援寄附金の収入見込みによる増額、災害復旧事業に伴う町債の増額が主なものであります。

また、歳出においては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費の追加、農地農業施設や河川等の災害復旧工事の実施に伴う工事費等の追加が主なものであり、そのほか当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。では、私のほうから事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、18、19ページをお開きください。

なお、今回の補正におきましては、今後の執行状況等を見込み、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、1款議会費から10款教育費ま

で全編を通じて増減の補正が生じております。説明に際しましては、「人件費の補正」という表現で簡略に説明いたしますので、あらかじめご理解をいただければと思います。

それでは、1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、人件費の補正によるものです。次のページをお開きください。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、人件費の補正によるものです。

4目財政管理費につきましては、14、15ページに記載しております歳入17款1項4目ふるさと応援寄附金の収入見込みによる1,000万円の増額補正に伴い、歳出としましても、決済代行手数料等役務費を209万円増額し、ふるさと納税事務の管理会社への委託料440万円を増額、需用費50万円の減額につきましては、計上しておりましたふるさと納税パンフレット等の印刷費を管理会社へ委託料として節を更正するものであります。

6目財産管理費の説明欄の番号1、財産管理費につきましては、小串保育園の視覚障害者誘導ブロック、一般的に点字ブロックと言われておりますが、これが路面から浮き出ているため、園児等通行人がつまづく危険性があることから、緊急的に補修工事を実施する予算として39万5,000円、そして、公会堂横の職員用駐車場内にある街路灯の根元が腐食により倒壊する恐れがあることから、取替工事の実施に要する経費として8万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

説明欄の番号2、小串郷駅管理費につきましては、駐車場の区画線の塗り替えに要する経費として16万円、駅舎内の照明器具を更新するための経費として9万円をそれぞれ増額するものであります。

21目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、庁舎内感染防止対策事業費の空気清浄機の購入事業につきまして、事業費が確定しましたので執行残を減額するものであります。

2項1目税務総務費につきましては、人件費の補正によるものであります。

2目賦課徴収費につきましては、QRコード対応納付書の増刷に伴い、需用費として25万円を増額し、個人町県民税や法人町民税の確定申告に伴い、過誤納還付金70万円を増額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費の補正として2節給料、3節職員手当等、4節共済費、そして会計年度任用職員に係る人件費として、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費をそれぞれ増額するものであります。このほか、マイナンバーカード交付の増加に伴い、封筒代として10節需用費を、郵送料として11節役務費をそれぞれ増額するものであります。マイナンバーカード交付事務に係る経費につきましては、財源として、個人番号カード関連事務補助金127万6,000円を充てることとしております。次のページをお開きください。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、人件費の補正によるものであります。

2目長崎県議会議員一般選挙費につきましては、当初予算に計上しておりました掲示板設置撤去業務委託と掲示板レンタル料につきまして、物価高騰の影響に伴い不足額が生じることから、12節及び13節をそれぞれ増額するものであります。なお、県議会議員選挙に係る事務であるため、財源として長崎県議会議員選挙費委託金12万円を充てることとしております。

5項2目統計調査費の説明欄の番号5、住宅・土地統計調査（単位区設定）費につきましては、調査員の増員に伴い、報酬を2万円増額するものであります。

番号6の就業構造基本調査費につきましては、郵送料の不足に伴い、役務費を増額するものであります。3款民生費を説明いたします。24、25ページをお開きください。

1項1目社会福祉総務費の説明欄の番号1、社会福祉総務費及び番号13番の介護保険事業費につきましては、人件費の補正であります。

番号9、国民健康保険事業費につきましては、国民健康保険の財政安定化支援事業費に係る交付税措置額確定に伴い、国民健康保険事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

番号10の後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

番号12番の後期高齢者医療保険療養給付費につきましては、療養給付費負担金の額の確定に伴い、18節負担金の減額をするものであります。

3目老人福祉費につきましては、養護老人ホームに係る職員の処遇改善に伴い、支弁基準を見直したことにより、措置費を増額するものであります。

5目国民年金事務費につきましては、人件費の補正によるものです。

2項1目児童福祉総務費につきましても、人件費の補正によるものです。4款衛生費について説明いたします。26、27ページをお開きください。

1項1目保健衛生総務費の説明欄の番号1、保健衛生総務費及び番号4、国民健康保険事業費につきましては、人件費の補正によるものです。

説明欄の番号3、救急医療対策事業費につきましては、郡医師会に委託する休日当番医制度に関し、発熱外来の体制を強化するため、委託料14万円を計上するものであります。

2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン4回目の接種に要する経費を追加するもので、全額が国の補助の対象となります。3節はワクチン接種に係る職員の時間外手当、7節は医師、看護師などに係る報償金、10節から13節までが接種に要する消耗品費、燃料費、郵便料、コピー使用料、そして広域接種や個別接種に要する委託料、14節工事請負費は公会堂をワクチン接種会場とするため、客席の撤去・原状回復に要する費用を計上するものです。

6款農林水産業費について説明いたします。28、29ページをお開きください。

1項1目農業委員会費につきましては、3節職員手当等は人件費の補正となります。18節は農業委員会の視察研修の実施に伴い、視察研修負担金として1万1,000円を計上するものであります。

2目農業総務費につきましては、人件費の補正となります。

3目農業振興費の説明欄、番号5、中山間地域等直接支払交付金事業費につきましては、協定面積の変更に伴い、補助金に不足が生じたため、18節17万5,000円を増額するものであります

番号9の農地中間管理事業費につきましては、中間管理事業推進会議を毎月開催すると変更したことに伴い、郵送料として11節、コピー使用料として13節をそれぞれ増額するものであります。

4目畜産業費につきましては、全国和牛能力共進会出品牛管理費補助金の事業確定に伴い、8節旅費を15万円、18節補助金を204万円減額する

ものであります。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費の説明欄の番号1、農業経営体経営持続支援事業費につきましては、肥料価格高騰の影響を受けている農業経営者を支援するため、国・県が連携し支援する肥料価格高騰対策に町としても上乗せ支援をするものであります。内容は、化学肥料の低減に取り組む事業者を対象に、肥料費の上昇相当額に対して、国70パーセント、県15パーセントの支援に、町として15パーセントを上乗せ支援するものであり、令和4年6月から注文した肥料を対象としてまいります。

説明欄、番号2、肉用牛経営基盤維持支援事業費につきましては、県が実施する飼料価格高騰緊急対策事業に町としても上乗せ支援してまいります。内容としましては、飼料価格が高騰した際に畜産経営者に補填する基金制度がございますが、畜産経営者が積立金として負担する1トン当たり600円の経費について、県のトン当たり200円の支援に、町としてトン当たり200円を上乗せし支援するものになります。これらの支援を行うため、18節補助金として500万円を計上し、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

2項2目林業振興費につきましては、治山林道協会負担金の増加に伴い増額するものであります。

3項3目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、コロナ禍においてエネルギー価格等の高騰の影響を受けている漁業協同組合の省エネを推進するため、施設整備に要する費用の一部を支援するため、18節補助金として計上するものであります。7款商工費を説明いたします。30、31ページをお開きください。

1項1目商工総務費につきましては、人件費の補正となります。8款土木費を説明いたします。32、33ページをお開きください。

1項1目土木総務費、3項2目ダム対策費につきましては、人件費の補正となります。

5項2目公園管理費につきましては、電気代の高騰を受け、指定管理料として12節委託料を200万円増額するものであります。

6項1目住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕に要する費用に不足が生じたため、10節需用費を150万円増額するものであります。9款消

防費を説明いたします。34、35ページをお開きください。

1項1目常備消防費につきましては、広域消防事務委託負担金に不足が生じたため、18節として230万6,000円を増額するものであります。

3目消防施設費につきましては、戸別受信アンテナの移設工事に係る費用として14節工事請負費を28万円増額し、五反田地区・新百津地区に対する防火水槽補修補助金について、材料費の物価高騰に伴い当初予算から不足が生じたため、18節補助金を8万3,000円増額するものであります。

5目災害対策費につきましては、台風11号及び台風14号の対応に関する職員時間外手当を補正するものであります。10款教育費について説明いたします。36、37ページをお開きください。

1項2目事務局費につきましては、3節職員手当等及び4節共済費は人件費の補正となります。13節使用料及び賃借料につきましては、小串小学校に通勤する外国語指導助手ALTの通勤に要する費用に不足が生じることから、13節使用料を6万円増額するものであります。

4目新型コロナウイルス感染症対策事業費の説明欄の番号1、修学旅行キャンセル料支援事業費につきましては、令和4年6月補正において計上しました本事業について、今年度の修学旅行が完了したことに伴い、全額を減免するものであります。

番号2の学校図書貸出充実事業費につきましては、6月補正において計上しました本事業について、物価高騰の影響に伴い、学校図書システム機器の調達予算に不足が生じることから、17節備品購入費を増額するものであります。

2項1目学校管理費につきましては、台風14号の影響に伴い、小串小学校屋根に設置している貯水槽のマンホールの蓋が破損したことから、修繕費として10節を増額するものであります。

3項1目学校管理費につきましては、教員授業力向上研修の実施のため、講師謝金として7節報償費を増額し、会計年度任用職員の通勤手当に不足が生じるため、8節旅費を増額するものであります。

4項1目社会教育総務費につきましては、人件費の補正であります。

6項1目管理費につきましても人件費の補正であります。11款災害復旧費について説明いたします。38、39ページをお開きください。

1 項 1 目農地農業施設災害復旧費につきましては、台風 1 4 号による災害復旧工事として、石居地区、岸川地区、彦十地区の 3 か所に対応するため、現行予算から執行見込み額を差し引いた不足額として、測量設計業務として委託料を 4, 0 0 0 円、工事費として 7 0 1 万円を増額するものであります。財源は、地元負担金として 1 3 万 8, 0 0 0 円、県農水施設災害復旧費補助金として 4 8 8 万 8, 0 0 0 円、地方債として農地農林施設災害復旧債 9 0 万円を充当することとしております。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、令和 3 年豪雨に伴う災害復旧工事について、仮設道の設置や工法の変更など、着工に際し当初見込んだ設計を変更する必要が生じたため、1 4 節工事請負費を増額するものであります。なお、財源は公共土木施設災害復旧債を充当することとしております。1 4 款予備費について説明いたします。4 0、4 1 ページをお開きください。

1 項 1 目予備費については、歳入・歳出の見合いにより増額するものであります。歳出は以上であります。続きまして、歳入をご説明いたしますので、8、9 ページをお開きください。

1 2 款分担金及び負担金であります。1 項 3 目農林水産業費負担金につきましては、農地災害復旧工事に係る受益者負担金であります。次のページをお願いします。

1 4 款国庫支出金であります。1 項 2 目衛生費国庫負担金から 2 項 5 目総務費国庫補助金につきましては、歳出事業の増減に合わせ補正するものであります。なお、2 項 2 目衛生費国庫補助金の母子保健衛生費国庫補助金 1 3 6 万 3, 0 0 0 円については、産後ケア事業に関する国庫補助金に関して、補助対象事業費の増加に伴う増額となっております。次のページをお願いします。

1 5 款県支出金であります。1 項 2 目民生費県負担金から 3 項 1 目総務費委託金につきましては、歳出事業の増減に合わせ補正するものであります。次のページをお願いします。

1 7 款寄附金であります。1 項 4 目ふるさと応援寄附金につきましては、当初 8, 0 0 0 万円と予算計上しておりましたふるさと応援寄附金について、収入見込みにより増額するものであります。次のページをお願いします。

す。

21 款町債であります。1 項 6 目災害復旧債については、歳出事業の増額に合わせ増額するものであります。歳入は以上であります。続きまして、地方債の補正を説明いたします。4 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、歳入 21 款町債に対応するものでありまして、表の各起債の限度額 90 万円と 1,500 万円が、16 ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額を 4 億 1,938 万 9,000 円とするものであります。

42 ページ以降につきましては、給与費明細をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上が令和 4 年度一般会計補正予算（第 7 回）の内容でございます。

すいません。私の説明で一部ちょっと読み間違いがございました。10 款教育費の説明の際に、修学旅行キャンセル料支援事業費について、今年度の修学旅行の確定に伴い、「全額を減免」ということで私が説明いたしましたが、正しくは「全額を減額」するものでありますので、訂正いたします。

あとすいません、もう 1 点説明に誤りがありましたので訂正させていただきます。11 款災害復旧費につきまして、農地農業施設災害復旧費につきまして、「台風 14 号」ということで説明いたしましたが、正しくは「台風 11 号」による対応ということでお詫びして訂正いたします。以上で私からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。福田議員。

1 番 福 田 33 ページの都市計画費、公園管理費の公園管理の指定管理料の増額というふうな説明であったと思いますが、その増額する理由をお聞きします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 この件、増額の理由としましては、電気料の単価の見直しによるものであります。その見直しによりまして、当初計画しておりました光熱費が不足するようになりましたものですから、この金額を計上しているところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 37 ページの 4 目の学校図書貸出充実事業費というので、な

んかシステムの機器が必要なような説明でしたのですけども、どのようなものなのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。図書システムとして、各小学校に図書システムを設置しておりますけれども、これに要するパソコン、それからプリンター、こういったものがもう既に5年以上経過しております、これを更新するための事業として6月の補正予算で計上をさせていただいて、手当をいただいたところですが、物価高騰によりこういった調達にちょっと支障を来しているというような状況でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 0 : 3 7)

議 長 ここで、暫時休憩をいたします。

(1 0 : 3 7)

(…休 憩…)

(1 0 : 3 9)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 議案第 4 9 号

議 長 次に、日程第 2、議案第 4 9 号「令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 4 9 号「令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0 2 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 億 6 8 9 万 8, 0 0 0 円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては、一般会計繰入金額の減額、歳出においては、国民健康保険事業費納付金の減額が主なものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いましてご説明をいたします。歳出からご説明いたしますので、予算書 8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費給付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付費分です。こちらにつきましては、一般会計繰入金の額の確定によりまして、財源を調整するものであります。次のページをお開きください。

8 款諸支出金、1 項 1 目償還金であります。こちらにつきましては、令和 2 年度及び 3 年度に交付された国庫支出金の精算によります返還金が生じま

したので、その返還金相当分を償還金として計上しているものであります。
次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費。こちらにつきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものであります。引き続きまして、歳入を説明いたします。
6 ページ、7 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、一般会計のほうでも説明がありました交付税措置によります財政安定化支援事業繰入金、こちらの金額が確定いたしましたので、その確定額によりまして減額するものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 9 号「令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 9 号「令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」は、原案のとおり

可決されました。

(1 0 : 4 4)

日程第3 議案第50号

議 長 次に、日程第3、議案第50号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第50号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,323万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては、保険基盤安定繰入金の減額、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。歳出のほうからご説明をいたします。予算書10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、財源調整を行うものであります。次のページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、広域連合への納付金を減額するものであります。次のページをお開きください。

4款予備費、1項1目予備費につきましては、歳出歳入の見合いによりまして計上するものであります。

引き続き、歳入をご説明いたします。予算書の6ページ、7ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項 2 目保険基盤安定繰入金につきましては、今年度の額の確定によります減額補正であります。次のページをお開きください。

6 款諸収入、3 項 2 目雑入、こちらにつきましては今年度の制度改正に伴いまして、被保険者証の切替えを 2 回行う必要がありましたので、それに要した事務費の補助を受け入れているものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。質疑はありますか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 5 0 号「令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 0 号「令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 0 : 4 7)

日程第4 議案第51号

議 長 次に、日程第4、議案第51号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第51号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,360万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,270万5,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、町内グループホームの増設工事に対する県補助金を当初予算において計上しておりましたが、工事資材の高騰や調達困難等の理由によりまして、県へ補助金の辞退届を提出され受理されましたので、その補助額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費及び2目介護予防サービス等諸費につきましては、説明欄のとおり各種サービス費を現況の推移によりまして増額、減額したもので、2款の補正額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、説明欄のとおり各種サービス事業費を現況の推移により増額補正したものであります。

同じく、2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、説明欄1の包括的支援事業費は包括支援センター職員の人件費の増額補正であり、説明欄2の任意事業費は成年後見制度利用支援事業において、助成対象者が新たに

見込まれるため、18節負担金補助及び交付金を増額補正するものであります。

同じく、3項1目指定介護予防支援事業費につきましては、会計年度任用職員の人件費を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより、減額補正をするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

5款県支出金、2項3目地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましては、歳出でご説明いたしました町内グループホームの増設工事に対する県補助金辞退による減額補正であります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 12ページの説明欄で増額の要素が大きい通所型サービス事業費の330万円の増額というものは、どういう要素なのかということをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 この地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費と申しますのは、要支援1、要支援2の方々が利用されるサービスとなります。通所型サービスにおきましては、通所介護、それから通所リハビリという2種類のサービスが現在川棚町では提供されておりますけれども、その方々の利用が増えた。その原因等につきましては、特には調査研究というのは今しておりませんが、要支援者が増えたり、あと介護の認定を持っていなくても通えるようなリハビリサービスもここに含まれておりますので、こちらのほうのリハビリのサービスのほうに多くの方々を利用しているというところが原因ではないかと推察をしております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 9ページ、先ほど説明がありましたけれども、一般管理費で3,360万マイナスと、これが町内のグループホーム増設工事の補助金を辞退されたということだったんですけど、これは中止されたんですか。それ

とも辞退だけという話だったのか確認したいと思います。

議 **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 この町内のグループホームの補助金の関係なんですけれども、現在2ユニット、1ユニットが9人入る部屋を有しております、その2ユニットを3ユニット、あと1ユニット増やすような事業の計画でしたけれども、先ほど申しましたような理由によりまして、もう断念するというところで、また1ユニット増やすという計画は今のところ立っていないという状況であります。以上です。

議 **長** 毛利議員。

3 番 毛 利 関連でちょっとお尋ねします。グループホームの件なんですけど、説明では資材が入手困難でみたいに聞こえたんですけど、どういった内容といいますか、何が入手できなかったのかという点と、増設工事をあきらめられたという結果に対して、これはあまりよろしいことではない結果じゃないのかなと思うので、今後それに備えるといいますか、対策を講じることも考えないかなのかなとは思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

議 **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 まず、資材の調達の内容までは聞いておりません。ただ、契約の一手前までいったんですけれども、グループホームとグループホームが選ばれる工事を請け負う事業者なんですけれども、そこの見積りとかをした中で、やはりこの金額では無理だということで、この工事費に対してこの補助金ではもう到底無理だということを判断されたというところです。で、このグループホームの増設につきましては、介護保険の事業計画の上で設置をしていくと、サービス料を諮って必要であるというところで増設を認めたという経緯もございますので、なるべくですね、こういったサービス事業所が今のところ非常に不足しているという状況ではございませんけれども、今後、必要になってくるのかなと考えておりますので、この増設につきましては、ユニット数を増やすことについては、今後も介護保険の運営審議会等に諮って、しかるべき措置を執っていくべきなのかなと思っております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:59)

議 _____ 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:59)

(…休 憩…)

(11:15)

議 _____ 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第52号

議 長 次に、日程第5、議案第52号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第52号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的支出において407万7,000円を増額し、支出予算の総額を4億5,139万8,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出において4万3,000円を増額し、支出予算の総額を3億7,914万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは、私のほうから説明をさせていただきます。議案書の3ページをお開きください。補正予算実施計画明細書の収益的支出について説明をいたします。

1款1項3目処理場費につきましては、電気料金高騰によりまして、浄化センターに係る電気料金が増額したものであります。

1款1項4目総係費につきましては、人事異動に伴います手当、共済負担金、退職手当組合負担金が増額したものであります。次に、資本的支出であります。

1款1項1目下水道建設改良費につきましては、人事異動に伴う退職手当組合負担金が増額したものであります。それでは、議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正を記載しております。

第3条には、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,905万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,469万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額588万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,847万4,000円で補填するものとする。」に改めて補正をいたします。

続きまして、1 ページ、2 ページにつきまして、予算実施計画書を掲載しております。5 ページ、6 ページにつきましては予定損益計算書、続きまして7 ページ、8 ページには予定貸借対照表、9 ページ、10 ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:20)

日程第6 議案第53号

議 長 次に、日程第6、議案第53号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第53号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的支出において1,272万円を増額し、支出予算の総額を3億7,535万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。それでは、説明をさせていただきます。議案書の2ページをお開きください。補正予算実施計画明細書の収益的支出について説明いたします。

1款1項3目配水及び給水費につきましては、電気料金高騰により、山道浄水場、猪乗水源、木場水源等に係る電気料金が増額したものであります。

1款1項5目総係費につきましては、人事異動に伴う退職手当組合負担金が増額したものであります。議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算第3条に定めた収益的支出の補正を記載しております。続きまして、3ページには損益計算書、4ページ、5ページには貸借対照表、6ページ、7ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

（ 1 1 : 2 3 ）

日程第7 議案第54号

議 **長** 次に、日程第7、議案第54号「川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第54号「川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」についての提案理由を説明申し上げます。

我が国においては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル行政推進法により、社会全体のデジタル化を図り、そのことにより情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指しております。

このことにより、地方公共団体においても、申請や届出等の手続におけるオンラインによる電子申請に対応していくことが求められております。

本町においても、これに対応し、従来から行っている書面による申請や手続き等について、個別の条例規則等の改正を行うことなくオンライン・電子申請により行うようことができるよう、今回新たに本条例を制定しようとする

るものであります。

本町においては、令和4年度中に一部の申請の手続等について電子申請による手続を開始するよう計画しているものであります。条例制定の理由等については、以上です。

条例の詳細については、総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、私から条例の内容についてご説明をいたします。

お配りしております議案の後ろから2枚、上に本日の第54号説明資料ということでお付けをしております。そちらで説明したいと思いますのでお開きください。

川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例についてでございます。

まず目的であります。これは第1条のとおり記載をしております。町長も申し上げたとおり、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための必要な事項を定めることにより、本町における手続き等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とするというものであります。

そして2番に、法令等であらかじめ用語の内容が定められているものを記載をしております。

まず1番、電子署名でありますけれども、書いておりますように、電子申請を行う本人が本人であることを電子的に証明するものであります。方法として個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの使用が行われます。

次に2番、電子証明書であります。公的認証局（第三者）が電子的に本人と証明するもの。これは電子的な印鑑証明書等であります。

そして3番、電子情報処理組織であります。町の機関等の電子計算機と申請者との電子計算機を電気通信回線（インターネット等）で接続したものであります。したがって、町の期間のいわゆるコンピューター、それ以外もインターネットで接続したオンラインというものを含んでまいります。

4番、電子計算機。コンピューター（パソコン、スマートフォン等）とい

うことで、今後スマートフォン等での申請手続きも可能になっていくものと、そういう想定をしております。次に、3番で条例の構成を記載しております。

まず第1条であります。先ほど目的として申し上げましたように、条例の目的を定めたものであります。

第2条、用語の定義について定めたものであります。

第1号、条例等については記載のとおりであります。今回、権限移譲等によりまして、長崎県から条例で町が処理されている事務等ありましたら、それも対象とするように含めております。

そして第2号、町の機関等ではありますが、これは町長部局だけでなく、これらの他の委員会等も全て含んでまいります。次のページをお開きください。

第3号、書面等であります。「人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」というところです。

第4号、署名等。「署名、記名、自署、連名、押印その他氏名又は名称を署名等に記載すること。」としております。したがって、自筆による署名だけでなく、記名、パソコンで打ったものであるとか、そういったものも含めるように定義をしております。

第5号、電子的記録。「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるもの。」であります。ですから、いろんな媒体による電子的記録、例えばUSBであるとか、ハードディスクであるとか、そういったもろもろの媒体に保存する電子的記録という範疇になります。

6号、申請等。申請、届出その他条例等の規定に基づき町の機関等に行われる通知（申請）をいいます。

7号、処分通知等。町の機関等が行う処分通知をいうという定義をしております。

第8号、縦覧等。条例等に基づき書面等又は電磁的記録に記載されている事項を縦覧又は閲覧に供するものであります。

第9号、作成等。条例等の規定に基づき書面等又は電磁的記録を作成又は保存するという定義であります。

第10号、手続等。申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等、そういったもろもろの手続を等ということで定義をしております。

第3条、ここでは電子情報処理組織による申請等について定めたものであります。

第1項と第2項におきまして、申請等のうち、当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が記載されているものは、当該条例の規定にかかわらず（改正等を行わず）規則で定める電子情報処理組織を通じて接続して申請を行うことを定めたものであります。このことによりまして、例えば今、各種申請手続が書面により行われております。それぞれの条例、規則、要綱、それを改正することなく全て今後電子申請により行うことができると、そういうことを規定したものであります。

3項、町の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときを申請があったものと定めたものであります。従来は署名により窓口で届出等を行う方は署名を窓口に提出したとき申請があったと、そういう判断ができませんが、今は電子的に受け付けた、それが確認されたときに申請があったと、そういうことを定めたものであります。

第4項、署名等が必要な申請等について個人番号、いわゆるマイナンバーカード又はその他の方法で行うことができることを定めたものであります。従来、申請は本人申請の真正、真の正しいという真正ですね、これを確認するために自署等を求めている場合があります。今後は電子申請に移行する場合には、マイナンバーカード等を利用することにより、その方が真正な届出で担保すると、そういうことを定めたものであります。

第5項、当該申請等の手数料等について、電子情報処理組織をする方法その他の情報通信技術を利用する方法で納付することはできることを定めたもの、いわゆるキャッシュレス決済であります。従来は窓口でしかるべき手数料、1通につき300円であるとか、そういうことを現金で納めて納付していただいております。今回オンライン等を利用した電子申請には基本的にわざわざ役所に出向く必要がなくなるというものであります。したがって、現金の手数料の決済につきましても、キャッシュレス決済で行うことができる。もう窓口には来なくていいと、そういうことを定めたものであります。

第6項、本人確認が原本を確認する事情又は電子情報処理組織を利用する方法により、本人が確認することができない場合の例外規定を定めたものがあります。これは第5項まで電子申請に関して定めておりますが、どうしても電子申請によることが、本人確認を担保できないということも想定されます。そうした場合は、あくまでこの電子申請によらないということの例外を定めたものであります。次のページ、第4条に移ります。

電子情報処理組織による処分通知等について定めたものであります。

第1項と第2項におきまして、処分通知等のうち、当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が記載されているものは、当該条例等の規定にかかわらず（改正等を行わず）電子情報処理組織を通じて通知（表示）できることを定めたものであります。これは、先ほどの規定は一般的に住民の方なり、法人が申請をされる場合の規定でありますけれども、これは町、あるいはその他の機関が処分を行う場合、そうしたことも今後は電子申請で行うことができるというものを定めたものであります。

そして第3項におきましては、「相手方（申請された方）の電子計算機に備えられたファイルへ記録がなされた時を到達したものと見なすことを定めたもの。」としております。ですから、例えば補助申請があった場合、それに補助決定という処分が生じる場合があります。そういった場合、この第4条におきまして、例えば補助決定というものは到達したものとみなすということ定めたものであります。

そして第4項、処分通知等に署名等が定められているものについて、規則で定める電子署名で行うことができることを定めたものとしております。ですから今後、規則で定めてまいりますけれども、電子署名により行うことを定めたものであります。

第5号、処分通知等を行う場合、対面により本人確認を行う場合の例外規定を定めたものであります。これも電子申請の時代が到来しましても、その処分の重要性、本人に対面で通知する、その重要性に鑑みて本人確認を行う必要があると判断した場合は、例外として電子申請、電子処理による処分決定でない方法を採用することができる、ということ定めたものであります。

第5条、電磁的記録による縦覧等について定めたもの。第1項、第2項で縦覧等のうち、当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が記載されているものは当該条例の規定にかかわらず（改正等を行わず）電磁的記録又は当該事項の記載をした書類にて行うことを定めたものであります。これは縦覧制度がいつも制度として設けられている、行政手続きの中で設けられているものもあります。従来は縦覧・閲覧を希望する方が役所に出向いて紙で出されていたものをめくって確認をいただくという、そういう行為でありますけれども、今後は例えばインターネット場であるとか、そういったことで縦覧に供することができることを定めたものであります。

第6条、電磁的記録による作成等を定めたもの。1項、2項において、作成等について、当該作成等に関する他の条例等の規定において署名により行うことその他の方法が記載されているものは、当該条例等の規定にかかわらず電磁的記録に行うことができることを定めたものであります。先ほど申しましたように、従来の手続上、紙でもって作成をするという前提のものも、今後は電磁的記録において行うことができるということを定めております。

そして3項で作成等に署名等が定められているものについて、規則で定める電子署名で行うことができると定めております。

第7条、この条例で定める手続等についての例外、適用除外について定めたものであります。

第8条、住民票の写しその他の添付書類等の省略を定めたもの。従来申請手続において、本人の真正性を担保するため、住民票を添付するとか、そういった必要書類を要するものがあります。それについてもマイナンバーカードなどを活用できる場合は、従来の住民票等の添付、これを要しないということ定めたものであります。

第9条、情報通信技術を活用した行政手続の状況（電子申請により行うことができる町の機関等に係る手続等）、これについてインターネット等により毎年度公表することを定めたものであります。一番最後のページをお願いいたします。

第10条、第10条は条例の施行について、規則への委任を定めたものであります。

そして附則でありますけれども、この条例の施行期日を令和5年1月1日とするものを規定したものであります。

4番として、令和4年度中に電子申請を可能とする予定の手続についてお示しをしております。

(1) 子育て関係において児童手当関係、保育所施設等の利用申込み関係、妊娠の届出。

(2) 介護関係として要介護・要支援認定関係、そして支給申請関係としております。

それで、改めて確認のため申し上げておきますけれども、今回の条例制定は従来の紙による申請手続を電子申請により行うことができることを将来的にも定めた共通ルールであります。したがって、この条例制定により従来の署名による申請手続が一遍に電子申請に取って代わるものといったものではありません。先ほど最後のページで申し上げましたように、4年度中には子育て関係、介護関係を予定しておりますが、徐々にこういった進め方になろうかと思えます。そして、まだ制度的にまだその方法が確立をされてないものもあります。ですから、徐々に徐々にオンラインによる電子申請、これを可能にするということで、それにはそれなりの期間もかかろうかと思えます。ただ、国のほうでは、令和7年度においては一定の電子化、いわゆるデジタル社会の実現を目指しております。したがって、4年度はそうしたスタートになりますけれども、5年度、6年度、7年度ということで拡大をしていくのではなかろうかなと考えております。私からの説明は以上です。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 それでは、第9条について質問いたします。第9条では、情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により毎年度公表するものとするということが書かれておりますが、まずはこの9条について3点質問しますが、行政手続の推進に関する状況というのはどういうことなのか。先ほどの説明の紙では行政手続の状況と書いてあったので、何の申請が何件、何の申請が何件というような感じで考えられるんですけど、行政手続の推進に関する状況ってあるので、単なる件数だけじゃないんじゃないかなと。要するに、この状況という

言葉がかなり広く考えられるので、どのようなことを公表するのかということと、それからその方法はどうか。インターネットの利用その他の方法というのはどんな方法なのか。それと毎年度というのは年度が終わってからであろうとは思いますが、どういう時期に公表するのかという、第9条について以上の3点をお聞きします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 それではお答えいたします。この第9条ですね、見出しに書いてありますように情報通信技術を利用した行政手続の推進に関する状況の公表というものであります。この規定につきましては、各地方公共団体においてばらつきがあります。この公表の規定がないところもありますし、あるところもあります。恐らく、いわゆる国のデジタル申請手続法、これにおいては公表ということになっています。それで、わざわざ公表ということの規定を促す趣旨としましては、やはり今後デジタル社会を実現していくためにはこういった手続についての共通ルールを作っただけではなくってですね、その状況も公表することによって、そのまちの達成状況、そういったものを公表することによって、よりしっかりやるようにという、そういう趣旨ではないかと、そういう理解をしております。そして本町は公表するという、これは規定を設けるべきだろうという判断をして、この第9条を設けております。

で、田口議員おっしゃった、じゃあその状況とは何か、そして方法、時期ということのご質問でありますけれども、この辺は今後規則において定めていきたいと考えております。恐らくは4年度、まだいわゆるスモールスタートという状況で、小さなスタートになると思います。そして、これも他の地方公共団体の例を見ながら、どういったものにしていくか、これも今正直言いますと手探りの状況であります。ただ、一定の本町の達成状況をきちんとご説明できるような公表にしていきたいと思います、そういうふうと考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9番高以良 3条と4条のところでお尋ねします。3条には申請等について書いてあって、その3項で「ファイルへの記録がされた時に当該町の機関等に到達したものとみなす。」とありますが、それから4条の3項に同じよ

うに「ファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。」という表現がありますが、このファイルへの記録がされたときというのは、具体的にはどういうことなのか、少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 この辺が最初説明で申し上げました従来の署名による場合は窓口が届いたときとか、明確な判断ができました。ところがデジタルになりますと、その辺があくまで目視がしにくい状況になります。ですから、今後はシステムの構築の中で届いた日、これはログ管理というふうに申し上げますが、いついつ、要は何時何分何秒に届いたか、そういう記録が残るようになってまいります。それがファイルに書き込まれるという手続になります。ですから、その書き込まれたファイルへの記録がされたとき、これを明確に保存管理をしておりますので、そこで判断をしていくというものであります。

そして第4条につきましては、こちら側から処分通知をするということの規定であります。これも相手方に届いたことの記録ですね。これも残すように管理をしていくことになろうと思います。そういった判断の仕方と、管理の仕方ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号「川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」は、総務厚生委員会に

付託することに決定をいたしました。

(1 1 : 5 2)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 2)

(…休 憩…)

(1 3 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案第 5 5 号

議 長 次に、日程第 8、議案第 5 5 号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 5 5 号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても現行の 6 0 歳から 6 5 歳まで、2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられることになり、そのための改正を行う「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）」が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この改正地方公務員法では、役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の新設など、新たな制度が創設されたほか、6 0 歳を超える職員の給料月額が 6 0 歳前の 7 割水準に設定するなどの給与に関する措置が講じられております。

本町においても、この職員の定年引上げに伴う法改正に適切に対応するため、職員の定年等に関する条例のほか 5 つの関係条例の改正及び職員の再任用に関する条例を廃止する条例を一括してご提案することにより、改正法に則した職員の定年引上げの制度構築を図るものであります。提案理由については、以上のとおりでございます。

詳細につきましては、総務課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それではご説明をいたします。お配りしております参考資料、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案の概要という、左側ホッチキス止めでした資料をご覧ください。

まず、今回の地方公務員法の改正でございます。定年の引上げの措置が講じられておりますが、今回の改正につきましては、地方公務員法の改正、そして既に長崎県においては職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例、これが長崎県の9月定例会で既に可決をされて示されております。また、他の市町村においても9月議会でもう改正がなされておる例があります。そういったものに準拠しまして今回改正をしようとするものであります。ちなみに、本町独自の改正事項はございませんので、その旨申し添えておきます。

まず第1に改正の理由です。先ほど申し上げましたように地方公務員法の改正、特に定年の引上げ等の改正であります。

そして第2、改正の内容です。1、定年引上げにかかる措置。(1)定年の引上げに関する規定の整理であります。今回、職員の定年年齢を段階的に引上げ、65歳とするための規定の整理になります。この表で示しておりますように、2年につき1歳引上げを行ってまいります。令和5年度から6年度の退職者に関して61歳というふうに段階別に行ってまいります。最終的には令和13年度以降につきましては、65歳に引上げが完了するというものであります。

次に(2)役職定年制であります。管理監督職勤務上限年齢制ですが、通常いわゆる役職定年制というふうに通称で言われております。この規定の整備です。定年の引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入するものであります。

①管理監督職勤務上限年齢(60歳)に達した管理監督職の職員については、翌年の4月1日に管理監督職以外の職へ降任する、そういう制度であります。

②管理監督職の範囲は、その定義であります。管理職手当の支給対象の職とするというそういう定義をしております。

③公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規

定を設けるというものであります。原則は60歳で役職定年を退くこととなりますが、特別の場合は引き続き残ることができるというものであります。

(3) 定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備であります。

① 60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設けるというものであります。本人の選択により、フルタイムではなく短時間、正規の勤務時間より少ない勤務時間で再任用できると、そういう規定であります。

そして、②定年年齢の引上げに伴い、現行再任用制度を廃止する、そういう措置であります。そして、なお書きで書いております。定年年齢を引き上げる間は現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設けると。これが暫定再任用ということで、今回新たな名称が創設されております。

(4) 情報提供・意思確認制度に関する規定の整備です。職員60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設けるというものになります。この引上げに伴いまして、60歳以後どのような選択をするのか、そういった情報提供意思確認制度は厳格に規定を設けると、そういうものであります。2ページ目をお願いいたします。

(5) 60歳を超える職員の給与に関する規定の整備であります。60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料の月額を7割水準とする規定を設けるというものであります。

① 7割措置で算出された給料月額が、役職定年制による降任前日の給料の級号給に基づく7割を下回る場合は、その差額を給料として支給する規定を設けると。

そして、② 7割措置で算出された額と①の差額の合計が、役職定年制による降任後に属する職務の級の最高号給を超える場合は、降任後の級の最高号給の額を支給をするという規定であります。基本、定年前の7割水準を確保するという、そういうものであります。

下の定年引上げ後の職員勤務形態イメージであります。ここで書いておりますように、59歳のところに情報提供意思確認と書いてあります。これ

が先ほど1ページの(4)で申しあげました意思確認制度であります。退職をする、定年60歳を迎えるその前年にそういう情報提供をするという、そういう制度です。そうした情報提供を受けてから、どのような選択をするのか、ご本人に決めていただくというものであります。そして60歳を迎えた年度の末に退職をします。そしてその後は常勤職員として継続勤務です。これは基本が常勤勤務ということになります。そして、(5)で申しあげたように給料の月額が7割となります。そして、その下の段が定年前再任用短時間勤務であります。その希望によりまして、フルタイムではなく短時間を希望する場合は、そのような選択ができるというものであります。そのほか、地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行います。施行期日は、令和5年4月1日であります。

第4、改正する条例です。今回、この引上げの措置に伴いまして、そもそも条例である職員の定年等に関する条例は当然改正ですが、第2条以下、このような関係条例の対応が必要となっております。そして、附則第12条におきまして、職員の再任用に関する条例、これを廃止とするものです。

そして、今回の一括条例には含んでおりませんが、このあとご提案します職員の育児休業に関する条例、これも関係した改正を含んで今回提案を予定しております。

そして、3ページにおきましては、附則の要約ということしております。今回、附則だけでも第1条から16条まで、非常に長い附則となっております。この要約をしてまとめたのが、3ページの附則の要約であります。

続きまして、4ページにつきましては、これは国のほうで出された地方公務員法の改正に伴う説明資料であります。先ほどから申しあげたこともかなり含まれておりますが、これも見方としてご覧いただきたいと思っております。

そして、右上の方に「参考」として書いております。今回ご提案する背景としましては、地方公務員法第28条の2において、地方公務員の定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものと、そういう規定があります。その規定によりまして、今回、本町の職員の定年に関する条例も同様の措置を行おうというものであります。

そして5ページに定年引上げスケジュールというものを示しております。参考資料の1ページ目で表として2年度につき1歳ずつ上がるということは

申しあげましたけれども、この表の見方としましては、この表の年度の列があります。これが職員の生年月日であります。この生年月日に属する人たちがどのように段階的に適用を受けていくのか。そういう見方であります。ですから、今回、昭和37年4月2日から38年4月1日生まれの人に関しましては、令和4年度は通常の60歳定年退職を迎えます。それ以降の方々に対しましては、2年間に1歳ずつ延びますので、令和5年度末の定年退職は61歳に引き上げられますので、令和5年度の定年退職はなし。令和6年度末に2年間該当者一遍に61歳定年退職を迎えるというものであります。こういうふうな一遍じゃないですけれども、こういうふうなスライドになると、そういう見方でご覧いただければと思います。まず、この引上げに伴う概要は以上のとおりです。

それではこの改正につきまして、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。まず、新旧対照表、横長ですが、左のほうにちょっと横向きですが、ページ番号を振っております。

まず、目次でございます。今回新たに、役職定年制度であるとか、短時間勤務制度であるとか、いろんな項目が追加になった関係で、わかりやすく目次というものが設けられております。

そして、趣旨、第1条であります。これは引用する地方公務員法の改正に伴う条項のずれの改正であります。

そして、第3条定年であります。ここが大きなポイントです。職員の定年の年齢、これが改正前の「年齢60年」から、これを「年齢65年」にするものであります。ですから、ここに本則自体が65年に改正が行われます。

次に、第4条であります。定年による退職の特例であります。これは従来から今回の引上げ措置以前から、定年延長の特例措置というものはありました。これは事情がある場合は、1年ずつ引き上げて行うことができるという規定は従来からあっておりますが、それに今回の役職定年制度であるとか、そういったものを盛り込んだ整備をしたというのが第4条であります。

そして、その辺がずっと続いてまいります。ちょっと説明はかなり省略をいたしますが、要件としましては、第1条(1)から(3)にかけて書いてありますように、重大な運営に著しい支障が生ずるとか、そういったことがあればそういう特例ができますよということです。

そして、第2項に示しておりますように、なおかつ1年を超えない範囲で延長することができるというものであります。この従来からありますように、役職定年等の内容を踏まえた改正であります。

そして、第3項ですね。これは「引き続いて」を「引き続き」に替える言い回しの変更であります。一部今回、表現も随時改めているものがありますので、その辺はご了解を願います。

そして、次に第3章、第6条に移りますけれども、ここも大きなポイントです。管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制、これがここで新設となってまいります。先ほど資料のほうで説明しましたように、第6条、対象職員、定める職員は管理職手当の支給を受ける職員とすると、そういう定義であります。

そして第7条、管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とするというものであります。年齢60年を迎えたら、その次の4月1日からはいわゆる管理職から降任するという基準が60年であります。

そして第8条、降任をする場合の順守する基準であります。これも非常に長くなりますので、かなり端折りますけれども、基本、人事評価、そして職務経験、そういったその本人の適性から判断して、ふさわしい降任をなさいと、そういう規定であります。

そして、次に第9条に移ります。これは管理監督職勤務上限年齢による降任、任用の制限の特例であります。基本は先ほど申し上げたように、管理職は60歳までとなりますが、やむを得ない事情がある場合は、それを延長することができるという、そういう規定であります。これも先ほどと一緒にですが、(1)第1号から第3号まで書いてありますように、降任させることにより著しい支障が生じる、そういったことに該当すれば、管理職として延長して任用することはできると、そういう規定であります。

そして、第2項は最大3年を超えることができないというものであります。

そして、第3項につきましては、特定管理監督職群という名称ですが、これは例えば管理職、本町の場合、6級以上となります。6級、7級といったことが含まれている場合は、適正に降任を判断なさいと、そういう規定であります。

そして、ちょっと飛びます。第10条をお願いいたします。第10条は、異動期間を延長する場合であるとか、降任等をする場合、あらかじめ職員の同意が必要になるという場合です。

そして第11条は、延長した事由が消滅した場合、それは当然降任を従来どおり行いますよと、そういう規定であります。

次に第4章、定年前再任用短時間勤務職員の任用であります。これも大きなポイントであります。これが最初、資料のほうで申し上げました短時間勤務を選択した場合の適用していく規定であります。これは従来から再任用に関しましては、フルタイムと短時間勤務、この選択は可能でありましたが、この定年引上げ後もそういう短時間の選択も認めるというものであります。これによって本人のライフスタイルに合わせた60歳以後の選択を可能するというものであります。

そして第13条であります。これも新設であります。これも標準的にこの規定が設けられております。内容としましては、一部本町が加入する一部事務組合、これらの60歳以上退職者を選考により再任、採用することができるというものであります。実際、本町は今後の運用において、このような採用をするかどうか、まだ決めてはおりませんが、今、標準的に属する一部事務組合からのこういった職員採用ですね、ある意味で職員の有効活用だと思いますが、そういう規定が設けられておりますので、本町もこれは用意したというものであります。今後はこの運用は今後の判断だろうと思います。

次に第14条雑則であります。この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めるということで、規則へ委任をさせていただくという、そういう条項であります。

次に附則です。第3項定年に関する経過措置であります。最初に申し上げましたように、原則本則の定年年齢は65年が変わってまいります。経過措置として令和5年度から始まって、令和13年度までにおきましては、本則で変わる65年、これをそれぞれ61年から64年に読み替えるというものであります。

そして8ページ目、第4項です。条項の提供及び勤務の意思の確認であります。これも参考資料のところから申し上げておりますが、これは意思確認、適正な情報提供、そして該当者に対する勤務意思の確認、これを必ず行

いなさいというものであります。第4項の3行目に書いてありますように、年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、こういう情報提供の意思確認を行いなさいというものであります。したがって、この定年の引上げは令和5年度からでありますけれども、令和5年度に迎える人にはその前年度に説明を行わなければならない。したがって、現在4年度中でありまして、この改正を行おうというものであります。

次に新旧対照表の9ページ、職員の給与に関する条例新旧対照表、これは議案の第2条に規定する改正であります。この引上げに伴いまして、職員の給与に関する条例、この改正の必要性が出ております。

第4条の第4項、これは表現の変更であります。

そして第4条の2、定年前再任用短時間勤務職員の給料であります。先ほどから申し上げておりますように、今回の引上げによって再任用職員制度というのがなくなります。それが定年前再任用短時間勤務職員ということに全部取って代わります。そのための措置が、この第4条の2からずっと続いてまいりまして、一部中には表現の改めもありますけれども、以下この従来の再任用職員というのが定年前再任用短時間勤務職員に改めると、そういう改正であります。そして、かなり飛びますけれども、新旧対照表の14ページをご覧ください。

附則第8項であります。ここも大きなポイントです。この第8項で60歳に達した日後における最初の4月1日以後、その給料月額、それについては100分の70を乗じて得た額とするという規定であります。これが7割水準を規定した不足の追加ということになります。

そして、適用除外はちょっと飛ばしますけれども、そのあと9項、10項、11項、差額が生じた場合であるとか、権衡上必要がある場合の取扱いを規定をしております。基本的にはこういう判断を要する場合も、ごくまれなケースとして出ることも予想されますけれども、基本的には7割水準ということの規定をしております。そして、新旧対照表16ページをご覧ください。

別表第1の改正であります。この別表第1の一番最終行になってまいりますが、ここも右側の改正前の表の中の「再任用」、これが「定年前再任用短時間勤務職員」ということに置きかわってまいります。そして、それぞれ1

級から7級までの給料月額ですけれども、これもその表の枠の中に基準給料月額という文言が入ってきます。これは当然フルタイムでいった場合この額でありまして、短時間勤務の時間案分によりまして、これを基に計算しますよと、そういった意味での基準給料月額ということになります。今回、職員の給与に関する条例、これも非常に大きな改正となっております、先般、人事院勧告に伴う職員の給与の改正を行いましたけれども、ここと併せて行うと非常に煩雑になって、附則だけでも膨大な適用になってしまうということで、前回の人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例は、別途臨時議会を設けさせていただいたと、そういう事情であります。次に17ページをご覧ください。

ここも引上げに伴う関係条例として、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、これも第3条に引上げに伴う措置を書いております。この追加の文言としまして重要なのは、「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料に対する10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」ということで、例えば処分を受けたときの額と、この定年引上げによる降任による給料の減少、そういうケースも考えられます。そういった場合は、記載しておりますように10分の1を相当する額を超えるときはその額とすると、そういう場合を想定しての新たな規定の追加であります。続きまして、新旧対照表19ページをご覧ください。

これも関係条例として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正であります。一括条例の第4条で規定をしております。ここも引用条項のずれとかも一緒に合わせておりますけれども、意図としましては、今回の引き上げに伴って「再任用短時間勤務職員」、これが「定年前再任用短時間勤務職員」という名称に変更する必要がありますので、そのための改正を行っていくとするものであります。続きまして、新旧対照表21ページをご覧ください。

改正一括条例の第5条で規定をしております。川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正であります。これは、引用条項、地方公務員法の改正に伴う条項のずれであります。続きまして、新旧対照表23ページをご覧ください。

改正一括条例の第6条で規定しております。川棚町水道事業企業職員の給

与の種類及び基準に関する条例の改正であります。これも基本的には地方公務員法の条項のずれ、かつては「28条の4第1項」とかあるのを「第22条の4第1項」、このようにずれを対応したものです。そして「再任用職員」、これらのことが「定年前再任用短時間勤務職員」に置きかわるというものであります。

そして3条の2の再任用職員の給料、これはもう制度がなくなりますので削るとしております。したがって、改正前の第3条の3以下が条項として繰り上がる、そういう措置も出ております。

最後の24ページにつきましても、第7条「再任用職員」という文言が制度としてなくなるということと、全て「定年前再任用短時間勤務職員」に変わるというものであります。

それでは資料の、もう一度附則をご覧くださいと思うんですが、これはあくまで再確認になります。全ては説明しきれませんので、参考資料の3ページに附則の要約を掲げております。

主なものだけですけれども、第3条から第10条にかけて、暫定再任用職員、スライド的に段階的に引き上げるこれらの措置を規定をしております。

そして大きなものとして第12条、ここで職員の再任用に関する条例、これを廃止をいたします。附則に関しましては、主なものの要約の説明ということをお願いをしたいと思います。

それで、議案の第1条におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

そして、附則第11条の規定につきましては、公布の日からということで規定をしております。以上、私からの説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。堀池議員。

5 番 堀 池 今回、定年65歳までの段階的引上げとなるんですけど、ちょっとわからなかったんで教えていただければと思います。退職金の支払、これはどの時点でされるのか。60歳以降は7割の給与となるものですか、支払基準が変わってくるかと思うんですよね。60歳で退職金の支払となるのかどうか、確認させてください。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 本町の場合、ご承知のように退職金につきましては、総合事

務組合の規定によって支給をしております。現在わかっておりますのが、当面60歳定年で退職金を支払われるだろうということで聞いておりますが、その後の措置ですね、特に制度完成が65歳に最終的になる。それまでの間のことは当面60歳、要するに60歳が一番最高給料なわけですね。そこでの均衡上今のところは当面60歳ということで聞いております。後でもう一遍詳しい手続、対応は決まるのではなかろうかなと思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 最初に説明していただいたこの参考資料で2点お聞きしますが、1点目は1ページの下の方の(3)の②ですが、暫定再任用制度というふうに言われましたのですけども、その第何条のどこにあるということだけ教えていただければ後からゆっくり読みますので、この暫定再任用制度はどこに書いてあるのかということと、それから2点目は次の2ページ目の給料ですけども、60歳過ぎても常勤職員として働く場合には勤務できるわけですが定年までは、そのときに給料月額が7割になりますよという、その説明はどこにあるかと思って一生懸命見てたら、新旧対照表で言えば14ページの附則の8項に7割になりますよということが書いてありますので、まあここなのかなということは思います。が、この附則第8項の頭に「当分の間」とあるので、要するに7割措置というのは当分の間の措置なのでですね、なぜ当分の間なのかなと。じゃあ当分の間がなくなったらどうなるのかなという、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。まず暫定再任用という言葉でありますけれども、参考資料で言いますと3ページをご覧ください。附則の要約の中の第3条、この中で表の中、内容に書いておりますように、暫定再任用職員の採用できる旨の規定ということで書いております。議案の改正文本文では、ページを振っていないので申し訳ないんですが、ここは当然附則の第3条から始まります。それとですね、この暫定再任用職員に関しましては、参考資料の5ページをご覧ください。ここの中で従来の再任用、それが「暫再」ということで表現されておりますが、こういうふうにスライド的に運用されるというものであります。ですから、例えば昭和37年4月2日から38年4月1日、要は令和4年度に定年を迎える人、これはもう再任用制度でなくなりま

すので、もう令和5年度からは暫定再任用制度に適用となります。ただし、基本月額給料の一番最高の表と置きかわるということで説明しましたように、それぞれの任用された級の適用を受けるというものであります。そしてご覧になっていただくとわかりますように、昭和41年4月2日から42年4月1日生まれの方、この方々が令和13年度の「暫再⑤」としております。この人たちが暫定再任用の最終組ということになりまして、この制度完成後は全て65歳の定年退職、そういうふうになっていきますので、そのようにご覧いただきたいと思えます。

そして、7割水準に関しましては、田口議員ご指摘のとおり、新旧対照表で言いますと14ページの第8項からの規定であります。ここに端折って言いますけれども、60歳に達した日以後における分は100分の70を乗じて得た額ということです。それでここで「当分の間」としてあります。これは地方公務員法、国家公務員法そのままであります。この「当分の間」というのがいつまでを指すのか今まで情報としてはっきりしたものは出されておられません。ですから、それが恐らく少なくとも65歳の制度完成まではいくんではなかろうかなと思えます。で、問題はその65歳に全ての定年が達した場合、それからどうなるか、そういったことも制度完成にまだ、令和13年度までになりますので、その間にはっきりしたものが出されるのではなかろうかなと思えます。以上です。

議 長 堀田議員。

13番堀田 はい。この概要の説明の中の(2)の①ですね。①の管理監督職は定年になったら管理監督職以外の職へ降任する規定を設けてあります。しかし、この③には、公務上の必要がある場合は引き続き管理監督の職として勤務できるというふうに書いてありますが、もし降格をするなら普通の係長以下になるのか、あるいはもうただの平社員になるのか、あるいは公務上どうしても課長にはおってもらわないとってなると、要するに定年から3年くらいはずっと課長職でおられるということで理解をしてよろしいでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 まず、おっしゃるのは役職定年制度に関することでもあります。今回、書いておりますように基本的に上限年齢60歳に達した場合、次

の4月1日から基本的に管理職以外、いわゆる管理職ではなくなるということになります。その場合、逆に役職定年制の定義が誰かと言いますと、管理職手当の支給を受ける職員でありますので、これは本町の場合6級以上の職員になります。ですから、少なくとも6級にとどまることはないということでご理解いただければいいと思います。ただ問題は、その後の運用のことにありますので、5級にするのか、4級にするのか、本町で言いますと5級が課長補佐、4級は係長という役職になります。そのどこにどう置くのか、それも複数あった場合どう置くのか、それは運用上のことになろうかと思えます。ただ、実質的な給与ですね、これは最後の給料の7割水準というのがありますので、そこは最低確保されるということでご理解いただければいいかと思えます。ですから、本町の場合は、実際に今回の適用を受けるのが令和6年度の末の退職金からとなりますけれども、7年度どのような任用をするのか、その先のことはちょっと今の時点では申し上げられないということです。そしてどうしようもない事情がある場合、3年間延長ができる。その方が要は取って代わる人がいない、余人をもって代えがたいという場合は、1年ずつ管理職に任用することは可能です。ただ、基本的には1年ずつ任用しまして、それが最大でも3年間が限度ですよということです。ですから、これは説明の中でも申し上げましたように、従来から定年延長の制度というものはあったのは事実です。ですから、本町でも過去病気退職者がいたもう30年くらい前になるとは思いますが、やむを得ず定年延長された例もあったように思います。ただ、取扱いは、今回、役職定年の上限年齢の規定にありますように、非常に事細かに書いてあります。ですから、あくまでも極めて例外的な措置としてやりなさいよということを書いてありますので、安易な管理職延長というのは望ましくないというふうに思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。2点あるんですけど、1点目は漢字にちょっと違和感があったもんですから、新旧対照表の17ページ、この「職員の懲戒の手続及び効果」、この字なのかなというのがちょっと私、違和感ありましたので、「考課」ではないかと。

それともう1点は、今回、定年延長という形でなるんですけども、そのときに新規採用職員、段々段々上のほうが増えてくるわけですね。新規採用

の職員の数、これはどう考えておられるのかお伺いしたい。

議 長 総務課長。

総務課長 まず、1点目の新旧対照表の17ページの「職員の懲戒の持続及び効果に関する条例」でありますけども、この「効果」というのはですね、この字に間違いはありません。この懲戒した処分がどのような効果に至るのか、そういったことを定めた条例でありますので、文言的にはこのとおりであります。

そして、新規採用についてであります。先ほど説明の中で申し上げましたように、基本、令和5年度の定年退職者、令和5年度末の定年退職というのは発生しません。その方は61歳になりますので、その翌年ということになります。ですから、そのように退職者による減員、人員の減ですね、これが縮小するだろうというふうに言われております。ただ、退職する方がもう短期間再任用も何も選ばない選択もありですから、その方の判断ですけれども、ただ一般的にそれは当然起こり得ることで、特に大きな市や県、これは非常に大きな問題です。今後の採用計画、どのように補充をしていくのか。これとも非常に悩ましい問題であります。そういった関係からですね、最初、情報提供・意思確認制度に関する規定の整備というのが行われましたけれども、これが行われたのもその一因であります。早い年度の年度末になって慌ててその判断、自分はどうしたいというのを聞かされても、採用計画自体がもうぶれてしまうというのがありますので、退職する前年には情報提供をして、ある意味一定の判断を早めに出してもらいたいということですね。そういった判断を出していただいた上で新たな補充という意味での採用、これを行っていくことになろうかと思っております。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 その定年に達する人はそういう形でいいんですけど、新規高卒者、大卒者の採用というのは、今、職員数が110名から106名くらいでずっと推移してきているんですけど、ここは増えていかないと、この5年間、新規を入れていかないと継続性がなくなるんですよ。高卒なり大卒なりを入れていかないと、技術とかそういう継続性がなくなるもんですから、そのところをお伺いしたい。

議 長 総務課長。

総務課長 これが原則論でしか申し上げられないんですけれども、参考資料の2ページをご覧ください。基本は今回の引上げ措置になりましたら、60歳を迎えた翌4月1日から常勤職員として継続勤務が基本です。ですから、フルタイムを選択した人は一人前の仕事、係長になるのか、平になるのかは別にして、一人前の仕事はしていただくというのは原則です。ですから、中には短時間であるとか選択をされた場合はどういう補充をするかという問題ですので、欠員が見込まれる分は少なくとも補充をしていかなければならないだろうと思いますが、急激な減につながる恐れが、まあ要は人員減を見込んだ上での採用になってくるだろうと思います。ですから、どんどん減るからどんどん採用というのは、実際に退職者の意向を聞かないとわからないものだろうと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 短時間勤務というふうなことがありますけれども、その短時間勤務の時間は限定されているのか、選択肢は本人に与えられているのかという部分が文面では見えないような感じがするんですが、お願いをしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。短時間勤務についてでありますけれども、現行の再任用制度、これも短時間という選択があります。ちょっと今手元には最低時間というのをちょっと持ってきてないので、その説明はできないので申し訳ないんですけれども、実際の任用形態としましては、週5日勤務を4日にする。要はフルタイムの5分の4の勤務とすると、そういう選択が今実際にはなされてきております。ただ、これは本人の意向によることもありますので、例えばほかの市町村の状況をいろいろ意見交換をする中で聞いたのは、意外に多いのは週5日を4日とする形態が多いようです。ただ、中には、一日当たりの時間数を1時間少なくすると、そういう選択の方もあるようです。問題はその給料月額が今回給料表の改正を行いますけれども、新旧対照表16ページをご覧ください。そういったことがありますので、この定年前再任用短時間勤務職員、これらの人については基準給料月額、そういう名称が入ってきたものです。これはフルタイムで働くとした場合この額で、その選択された週5分の4にするのか、時間を減らすのか、その時間計算によって案分

して給料を割り出さなさいという、そういう制度であります。ですから、最低何日っていう、これは恐らく共済保険とか、そういう健康保険の兼ね合いが出てくると思いますが、その中で基本的には本人の意向を尊重するというのが原則であります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。福田議員。

1 番 福田 説明資料の2ページの情報提供・意思確認というのが59歳であります。これは定年が延びていけば、定年前の順次61歳になれば60歳のときにそういう意思確認をするのか、それとももう給料が60歳過ぎると下がるので、59歳の時点で全員そういうふうな確認を取るのかお聞きします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 これがですね、新旧対照表で言いますと8ページになります。8ページの第4項、これが情報提供及び勤務の意思確認の規定であります。ここで書いてありますように、「年齢が60歳に達する日の属する年度の前年度」ということになりますので、今後もこの規定に基づいて60歳になる年の前の年には行っていく必要があるということです。基本これは、やはり絡んでくるのは定年の退職金の問題であるとか、そういったのでいろんな選択肢を考えないと、総合的には判断できないと思います。ですから、今後スライド的に2年に1歳ずつ上がってきますけれども、その中で、例えば役職定年もその間出ます。ですから、役職定年によってどのように自分の給料がなるのか、この制度というものは、60歳前に説明をする必要があろうと、そのことでこういう規定になっております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第55号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:05)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:05)

(…休憩…)

(14:20)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第56号

議 長 次に、日程第9、議案第56号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第56号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正が行われておりま

す。

また、人事院規則における職員の育児休業等の改正により、国家公務員の育児休業の取得回数制限の緩和等の措置が講じられており、こうした法改正及び人事院規則の改正に準じて、各都道府県及び市町村等において、同様の措置を講じるよう総務大臣から通知が発出されているところであります。

そのようなことから、本町においても同様の措置を講じるため、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものとするものであります。

詳細につきましては、総務課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは私から説明いたします。まず、お配りしております参考資料「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要」、これをご覧ください。

これの主なところだけ読み上げますが、まず改正の理由です。

今回、地方公務員の育児休業等に関する法律、この改正によりまして、一定の非常勤職員について育児休業ができるよう、そういう措置がなされております。

そして、育児休業法では、育児休業をすることはできない職員について法で定める職員のほか、条例で定めることとされております。今般の改正により、非常勤職員について育児休業することができるようになったことに伴い、非常勤職員のうち、育児休業することができない職員を条例で定める必要がある。また、非常勤職員の育児休業することができる期間等や部分休業に関して条例で定める必要があるということが、今回ご提案をするものであります。

改正の内容です。

(1) 育児休業をすることができない職員。これは2条関係で規定をしております。灰色をかけたところは育児休業することができない職員で、上記以外の非常勤職員、これは逆読みですることができるというものであります。そして、①育児休業の承認を受けた職員の業務に従事させるために採用された職員、これは駄目っていうことですね。そして、②もちよっと省略いたします。そして、この構成としましては、あとでも説明しますが、②次

のいずれかに該当する以外の職員が逆にできるということになってまいりますので、アからイ、ウに掲げて書いたような方、これに該当する場合は育児休業ができるということになります。そして2ページ目をご覧ください。

(2) 非常勤職員が育児休業をすることができる期間であります。①で書いておりますように、原則は子の出生の日から1歳到達日まで、これが原則であります。

そして②、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合、その場合1歳2か月に達する日までとなります。

そして③、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員が、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする場合というものであります。

②の例、③の例ということで、矢印の表でもって説明をしておりますが、こういうイメージで考えていただければいいかということでお示しをしております。

そのほか(3) 育児休業をすることのできる特別の事情であるとか、3ページに移ります。(4) 部分休業の承認であるとか、そういう規定を今回盛り込もうとしております。

そして、今回この参考資料では書いてない部分を、今回この職員の育児休業等に関する条例、これを精査している中で過去の対応漏れというものも出ておりますので、それは随時対応漏れを今回追加すると、そういう説明をしております。

それと、今回町長の提案理由にありましたように、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、これは各都道府県、市町村等において同様の措置を講じるよう、総務大臣から通知が発出されております。

現在の子育て支援等の社会情勢に鑑みまして、これと同様の措置を市町村においても措置を設けるという通知があります。そういったことで、今回改正を行うもので、本町独自の改正はありません。既に国から示された法改正の内容、そして既に実施している他市町村、県など含めて、そういった状況から踏まえた上での改正であります。それでは、新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、今回第1条による改正であります。

先ほど説明の際にも申し上げましたけれども、今回育児休業に関する条例、その大元にある地方公務員の育児休業等に関する法律でありますけれども、これは非常に煩雑な規定になっております。

第2条でご覧になっていただくとおわかりのように、第2条に育児休業をすることができない職員の規定であります。これを条例で定めるということで、育児休業法第2条第1項で規定を定めて、できない人を定めなさいという規定です。

そして第3号、非常勤職員であって次のいずれかに該当する者以外の職員となりますので、できない職員をまたここで以外の職員となりますので、アの次のいずれにも該当する非常勤職員、これに該当する場合には育児休業ができるという、そういう読み方になってきます。非常に込み入った表現になっておるんですが、これは示された本来の法律、そして市町村条例、これはこうなっておりまして非常にわかりづらい。こちらも規定がしにくいんで困ってるんですが、そういった事情をまずご理解をいただきたいと思えます。ですから、この書いているとおりに読みますと、非常にわかりづらい内容ですので、要約として何であるか、こういう説明でご了承願いたいと思えます。

まず、第2条第3項アの(ア)ですね、これは何を指すかといいますと、その養育する子は1歳6か月に達する日まで、要は達する日において勤務している場合は取得可です。見込みがない場合は駄目ですよと、そういう読み方になりますので、基本1歳6か月に達する日において勤務している場合は可ということが要件であります

そして、次のイですね、これは何であるかといいますと、養育する子が1歳到達する日において、育児休業をしている職員が更に1歳到達後において育児休業をしようとする場合、これも可ですよと、そういうことを表しております。

次に第2条の3に移ります。新旧対照表の2ページをご覧ください。

ここでいう育児休業法第2条第1項の条例で定める日という規定であります。この育児休業法の第2条第1項の日ですが、これは取得できる日がいままでなのかということの規定したものであります。ですから、定める日といいながら、結果、これによって期間が定まってくるというものであります

す。

まず第1号であります、(1)ですね、基本1歳到達日まではできますよと、そういう規定です。

そして第2号、(2)ですが、非常勤職員の配偶者がこの1歳到達日以前に育児休業をしている場合、そのような場合は中ほどにあります、1歳2か月に達する日までが可能であるということです。基本1歳よりも長く1歳2か月に達する日まで可能であると、そういう規定であります。

そして、次に新旧対照表3ページ、第3項、(3)ですね、これが更に1歳6か月に達する日までの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合、この場合は1歳6か月到達日、基本が1年、その更に6か月長い1歳6か月到達日まで可能であると、そういうことを示しております。そしてこれも基本的には、これにやむを得ない事情があるような場合は1歳6か月までできますよということになります。次に、4ページをご覧ください。

第2条の4、見出しが育児休業法第2条第1項の条例で定める場合とあります。これが何を指すかということ、2歳に達する日まで可能となる場合、これを条例で定めなさいというものであります。これもいろいろ要件がありまして、最大で2か月になりますということですが、第1号から第3号までこれらの要件を満たす必要があるということです。次に5ページをご覧ください。

第3条、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情とありますが、これは申し訳ございませんが、過去に対応しているべき事項を今回発見しまして、第3条第1号までの規定で、第1号の内容も修正が必要でありましたので、改正後の第1号のように改正を行うものであります。

そして、第2号については、対応ができておりませんでしたので、今回新たに新設ということで設けております。それでは、次に6ページをご覧ください。

第6号、そして第7号が今回の法改正に伴うものであります。

そして第4条、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間であります、これも新設で、第4条としてこれも57日間ということで条例で定めるものであります。

そして、5条からは条項のずれが生じておりますので下線を引いております。

そして第8条でありますけれども、改正前が6箇月の「箇」の字が漢字でありましたので、これを平仮名の「か」に改めるという改正、表現の変更であります。

少し飛ばしまして、第11条です。見出しが育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情、これも改正前第1号のみで、第1号も改める必要であったことから改正を行っておりますが、これは過去の対応漏れであります。

そして、第2号が改正前ありませんでしたが、今回対応漏れが見つかりましたので、第2号を追加したものであります。以下、条項ずれが生じております。

そして、新旧対照表8ページ、改正前の第5号、そして改正後の第6号がありますが、これも過去の対応漏れ、修正漏れであります。条項がずれたのと「育児休業等計画書」、これが改正後は「育児短時間勤務計画書」とあるべきであったというものであります。そして新旧対照表の9ページをお願いいたします。

改正前が第19条ですが、条項ずれによって第20条になります。これに新設として新たな号、要件を設けております。

次に部分休業であります。改正後は第21条になります。これにつきましては、部分休業について新たな法改正の規定を盛り込んでいくものであります。特に第3項では時間的な規定、1日につき5時間45分を減じた時間を超えない範囲でと、そういうことを明記した法改正に対応した改正であります。次に、10ページをお願いいたします。

第22条です。これは括弧書きの会計年度任用職員を除くという、括弧の追加であります。

そして第2項新設として、給与の減額の仕方、これを新設として設けております。

そして改正後の第23条、これは条項のずれですね。

第24条の妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等、これも新たな追加で、こういった場合はきちんと意向確認をして、面談その他

の措置を講じなければならないということで、きちんと相談に乗ると、そういうことを表したものであります。

第2項も同様の趣旨です。不利益な取扱いを受けることのないようにと、その規定です。

そして新旧対照表11ページ、第25条勤務環境の整備に関する措置であります。任命権者は次のような育児休業の承認の請求が一括に行われるような措置を講じなければならない。要は任命権者の義務が新たに追加となったものであります。それでは、新旧対照表の13ページをお願いいたします。

こちらは今回の改正の第2条によるものであります。これは大元としましては、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、この中で別途職員の育児休業等に関する条例、この対応も必要ですよという説明をしておりますが、それを今回反映したものであります。

第2条第3号をご覧くださいますと、定年に関する条例、これは役職定年に関する規定ですが、こういった方はもう役職定年の時点でかなり年齢がオーバーしているわけなんですけれど、当然育児休業は駄目ですよ、そういう規定です。

以下、第10条も同様の趣旨です。役職定年等による方は短時間も当然駄目ですよと、そういうことです。それでは、新旧対照表14ページをご覧ください。

これは給与条例の中で、読替えの規定の表がありまして、その中で総じて言いますと定年前再任用短時間勤務職員、これは14ページの第10条第2項第2号の表の中にありますように、定年前再任用短時間勤務職員、こういうふうな定年引上げによりまして、新たな名称に変える必要があるというものであります。

以下、説明は省略いたしますが、この表の中では同様の措置を行っているものであります。そして、最後の16ページをお願いいたします。

第20条です。括弧の中の地方公務員法第22条、これは条項の変更であります。

そして、その中の改正後の定年前再任用短時間勤務職員、これも引上げに伴う名称の変更に対応するものであります。その下の第21条も同様であり

ます。

そして附則第3項であります。ここで言う「育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例附則第8項の規定の適用については」とありますが、この附則第8号とは定年引上げの折に説明しましたように、60歳以後の7割水準の確保を規定したのが附則第8項でありまして、その分について対応措置を附則の3項として新設を行ったものであります。それでは、議案の一番最後の裏のページをご覧ください。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するとしております。ここにおきましては、もう既に施行をされておりますので、本町は公布の日からということとしております。ちなみに、施行が少し遅れておりますけれども、この新たな追加によって適用となる職員は今のところ発生していない状況であります。

そして、第2条の規定でありますけれども、これは定年引上げに伴う措置でありますので、それと同様に第2条の規定は、令和5年4月1日から施行すると、そのような施行期日を示しているものであります。私からの説明は以上です。

議 **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 44)

日程第10 議案第57号

議 _____ **長** 次に、日程第10、議案第57号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第57号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

今年の9月、川棚町長選挙に立候補するにあたって、私は、選挙公約の一つとして「町長報酬20パーセントカット」を掲げて立候補いたしました。

その実施時期につきましては、明記しておりませんでした。町長就任後の町議会9月定例会の中で実施時期についてのご質問をいただき、それに対して、必要な条例改正を行い、令和5年1月から減額を行うと答弁していたところでございます。

私の選挙公約を実行するため、町長の給与について令和5年1月分から100分の20の減額を行いたいので、町議会のご決定をいただきたく、その旨を規定した町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を町議会にご提案するものでございます。条例制定の理由について以上のとおりでございます。

改正条例の詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 それでは、今回この条例改正、新旧対照表も付けておりますが、議案そのものでご説明したいと思います。

町長、副町長の給与については、本則で決定しておりますが、このように政策的なものは附則の対応とするのが通例であります。そういったことで、今回、附則に次の1項を加えるということで、第15項を設けるものであります。読み上げますが、この第1条の規定というのは、町長の給与の額を定めた箇所であります。この本則は変えません。「第1条の規定にかかわらず、町長の給料の月額、令和5年1月から同年12月支給分に限り、同条に定める月額から、当該月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。」、その1項を加えるものであります。

附則です。この条例は、令和5年1月1日から施行する。私からの説明は以上です。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。2点お聞きします。選挙の時に20パーセント減額というのは公約として言われておりました、その説明としてはほぼ副町長とほぼ同額だというような説明であったと思いますし、実際その額かけるとほぼそうなるんじゃないかと思うんですけども、ここに厳密に100分の20を乗じて得た額を減じた額ときちっと書いてますが、むしろもう副町長と同じ額を、要するに支給分に限り59万円だったと思うんですが、2行目ですね、「に限り、59万円とする。」とかいうふうにでも書いたほうがよいのではないかと思うのですが、こういうふうに書いてあるのはなぜですかということと、それから令和5年1月から12月までということで、1年間に限りってなってるんですが、通常は町長の4年間の分、公約は4年間の分だったのではなかろうかと思われるので、例えば令和8年9月支給分までとかいうような書き方にはならないのかなというふうなことを思うのですが、もいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。田口議員の質問にお答えいたします。選挙公約では20パーセントの削減と謳っておりましたので、あくまで選挙公約にしたがったままで、100分の20とさせていただいております。

それと、なぜ1年間で区切ったのかというご質問ですけども、私、今現在

健康上は問題ないと思うんですが、血圧等も高くなっております。いつ何時私の身体に何かあるかわかりませんので、万が一次の方にバトンタッチする際にはこの条例がいつまでも残っていくと、次の方も20パーセント削減という形になりますので、私の健康状態等々、また、何事も不祥事がないように頑張りたいと思いますので、取りあえず1年間の期限を切って提案させていただきます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番高以良 町長は9月の定例会での所信表明の中で、給料を20パーセントをカットをして、情報発信力強化のための費用の一部に充てたいというようなことを言われたと思いますが、カットする理由というのは、選挙の公約だからという説明が先ほどありましたけども、カットして情報発信力の強化のための費用に充てるということはそういうふうに理解していいんですかね。

議 長 町長。

町 長 はい。情報発信というのは私の公約にも入ってございましたけども、この減額分は取りあえず一財のほうに残りますので、その使い方というのは、その都度対応していきたいと考えています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番高以良 ちょっとよく理解できないんですが。以前9月議会での施政方針に書いてあったようなことはどうなるのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。今、要綱を作っている段階なんですけど、1名SNSとか情報発信にたけた方を募集しようという要綱を今作成中です。これがまだ申し込みがあるかないかが今の現時点でわかっておりませんので、そこで採用して、その方が常時来られるようであれば、その都度対応していきたいと考えているところでございます。今、要綱を作成しているところでございます。財政課長から補足があればお願いします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。情報発信につきましては、私の所管になりますので補足させていただきます。情報発信の強化も取り組みたいと考えております。具体的には、来年度予算のほうで計上できればと思っておりますので、その

時期に改めてご審議を賜りたいと思っております。具体的には、先ほど町長から話がありましたとおり、公募をかけて1名の方にそういった任務に就いていただくようなスキームを考えております。以上です。

議 **長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「な　　し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。小田議員。

7 番 小 田 議席番号7番、小田です。議案第57号に対して反対討論を行います。選挙公約に掲げていた「新型コロナウイルス感染症による影響を被っている住民の方や、町内事業所の方の状況を踏まえ、町長報酬を20パーセントカットします」との公約を実行、約束を守りカット分を町民のために生かす対応と思いますが、報酬カットに期待し町長に投票した方は少ないと思います。「近隣市町に負けない川棚町にする」、「川棚が一番と言われる活力あるまちづくり」という公約に賛同して投票された方が大多数だと思います。町民は川棚の成長を信じ、新しい川棚を求めるとともに、新しい町長への期待が大きいと思います。町長が選挙公約を守るという心情はよくわかりますが、条例で定まっている報酬を受け、町民が何を期待しているのかなど十分に研究を重ね、町職員と力を合わせて町民の求めに伝えていくことが町長としての責務と考えます。よって、議案第57号に反対いたします。

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 私の見解としましては、理由付けはどうあれ町長になられたことはなられたんです。その経過については、申すことは控えておきたいと思います。そのように結果的に町長になって、選挙公約は果たすことは大事だし、私は言われことはしなければ、なお町民を裏切るんじゃないかというふうな感じはありますし、皆さんはどうだという、町長はまだまだその意見がないのかというふうなことも私、聞かれたこともありますし、公約はするやろうというふうな話をしたこともあります。ですから、町長としての今後

の先の初陣をするにはまずは公約というのは守るのは前提であって、就任早々公約をぶちやぶりよったっちゃ話にならんというふうに思いますので、私は賛成をしたいと思います。

議 **長** ほかに討論はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 先ほど小田議員が言われたように、町長が報酬を減額するからといって波戸町長に支持した人はほとんどいないだろうと、波戸町長の元気なまちづくりをするという公約に賛同をして支持をした人がもうほとんどだろうという発言はですね、私、もう本当にそのとおりでと思いますので、先ほどの小田議員の前半部分は賛同をするんですけども、やっぱり公約は公約だから、まあ守られるべきだなということで、すみません、賛成討論なんですけど、議案には賛成いたします。以上です。

議 **長** ほかに討論はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 議案第57号に反対の立場で討論をします。現在の川棚町長の給料については、町長の諮問を受けた特別職報酬等審議会の答申を受けて決定されたもので、審議会では川棚町長の給料は74万円が適当であると判断されたものであると思っています。また、町の事業に必要な予算については、誰かの給料をカットして事業実施のための費用の一部に充てるということではなく、歳入の範囲内で町が責任をもって確保していくというやり方が本来のあるべき姿ではないかと思っています。選挙の公約だからこの議案を提案したとのことですが、今述べたような理由から、町長には条例で定められた給料を受け取ってもらい、必要な予算は別に確保することが適当であると考えますので、議案第57号には反対します。

議 **長** はい。今、反対討論がありました。次に、賛成者の方の発言を許します。ありませんね。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがいまして、議案第57号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15 : 00)

日程第11 議案第58号

議 _____ **長** 次に、日程第11、議案第58号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第58号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の一部を改正する条例」について提案理由をご説明いたします。

4月の機構改革に伴い、地域見守りネットワーク事業の所管課が変更されましたので、庶務について課名を変更するものであります。

また、この機会に再度所掌事務の内容を検討し、一部見直しを図る改正案となっております。

なお、詳細については、長寿支援課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 それでは、「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、機構改革に伴う所管課の変更と、所掌事務の事務等の一部変更を提案するものであります。新旧対照表でご説明いたしますので、改正文の次のページをお開きください。

第1条においては、ネットワーク事業の対象者を川棚町の65歳以上の者及び障がい者その他日常生活において見守りが必要な者と定義付けをしております。また、改正前は、「災害時における円滑な避難誘導など」と目的として謳われておりましたが、現在は災害対策基本法により、避難行動要支援

者名簿の作成や、個別行動避難計画の作成が努力義務化されていますので、この地域見守りネットワーク事業においては、平常時の見守りについてより重点を置いた内容に変更するものであります。

第2条、所掌事務においては、先ほど説明した理由から、災害時の備えに関することを削除しまして、日常的な見守りネットワーク体制の構築や包括的な見守りから得られる情報収集、関係団体等との情報共有に努めていくよう規定を変更及び追加したものであります。

第6条の庶務においては、機構改革により所管する課名を「住民福祉課」から「長寿支援課」に変更するものであります。

改正文の附則をご覧ください。この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。初手議員。

4 番 初 手 改正前と改正後と今説明がありましたけども、改正前の分で災害の備えが今までののは入っておりました。災害時というのを削除したあとのこれからの取組状況というのは、どういうところの違いが出てくると想定されるのでしょうか。

それとあと1点は、この災害の関係については、ちょっと名称が正確に言えませんけども、国のほうで努力義務を付けているので、この災害を外すということでもありますけども、町としては努力義務がある分についての条例といますか、要綱とかそういったものについては今作ってあるんですか。その辺についてお尋ねします。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。これまでの見守りネットワーク事業につきましては、個別のそれぞれのデータを蓄積をしていくんですけれども、台帳を作っています。で、地区の公民館までの避難経路、そういったものしか情報としてはしておりません。ですので、災害時に特化した計画にはなっていないということで、ここで言う地域見守りネットワークにつきましては、災害時を除いた日頃からの見守りをやっというということで、今回災害時の部分を取っているというところでありまして。今までもそのような形で運用をしていたんですけれども、今後も災害時、非常時ではなくて、日常的な見守り、平常時の関わりから早期発見、それから早期報告、早期対応などの見守りを地域全体で

やっといこうと、そういったところで災害時の計画とは離して考えていきたいと考えております。

それから、先ほど言われました災害対策基本法によります避難行動要支援者名簿の作成であるとか、個別行動避難計画の作成は努力義務化されております。避難行動の要支援者名簿につきましては、この見守りネットワークの情報を活用して総務課のほうに上げております。で、個別行動計画については、今のところ努力義務なんですけれども、今後そういった計画がなされるものと考えております。そのときの情報につきましては、個人さんそれぞれの見守りネットワークの登録をされている方から承諾を経て、それで個別行動避難計画の策定につなげていくのも可能であると考えております。以上です。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 関連しますので、私からも説明いたします。先ほど初手議員からのご質問で、この防災に関するものがこの条例から削除されたことによって、新たな規定が必要ではないかという趣旨のご質問がありました。先ほど住民福祉課長が説明しておりますように、今回個別避難計画を策定する必要があらうかということで、前回9月定例会の折に小谷議員からのご質問の折にも、それに努力してまいりますということでお答えをしておりました。ですから、条例規定ではありませんが、今後川棚町防災計画、これも今年度中に改訂をしますが、その中で何らかの記載はしていこうと、そして、まだいつの時点になるか今は申し上げられませんが、努力義務である個別避難計画、これを策定していきたいと思っております。その際にはこの見守りネットワークの情報、これは必要な情報を共有を図って策定することになろうと思っております。以上です。

議 _____ **長** 総務課長、先ほどの答弁は住民福祉課長ではなくて、長寿支援課長ですか。

総務課長 失礼いたしました。全て住民福祉課長という発言は長寿支援課長に訂正してお詫び申し上げます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 この改正後の協議会は次の事項を所掌するとなっておりますけれども、この4番目の町関係団体及び地区関係団体、この地区関係団体という

のが、ネットワークの始まりじゃないかと思っているんですけど、この地区は川棚町各自治会ありますけども、全部は入ってなかったんじゃないかというふうに思うとですけども、そこら辺を別に全体等見て、見計らってこういったネットワークの協議会というのができておるのかどうか、ちょっとそこら辺を確認をしたいと思えますけど。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 まず、この地域見守りネットワーク協議会というのは、現在開催がここしばらくされておりません。コロナの関係もありまして、開催できてない状況ですので、また改めて協議会の委員を委嘱等をさせていただきたいと今考えているところです。で、今までの協議会の構成としては、消防団、それから総代会、そして民生児童委員会、それから老人クラブ、母子愛育班、社会福祉協議会、それから町のほうでは、副町長、総務課長、健康推進課長、そういったメンバーで今構成されているんですけども、また新たに部署の変更等もありましたし、必要な委員も出てくるのかと思えますので、今後、委員の構成については検討をしていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** よろしいですか。はい、長寿支援課長。

長寿支援課長 すみません。補足をしますけれども、総代会は地区代表ですけども、今言った各団体から代表者を推薦していただいて構成しているところなんです。ですので、地区の総代さんが全部集まって協議会を構成しているわけはありませんので、一言補足させていただきたいと思えます。で、このネットワーク事業の説明等については、地域の皆さん、総代会とかの総代さんをですね、全て来ていただいてですね、そういった部分、見守りの説明は今後していきたいと考えております。協議会はいくまでも運営、どうやって見守りのネットワークを構築していくかというところを協議会のほうで揉んでいただいて、そのあとの説明等も十分各地区のほうにはしていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第58号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15 : 14)

日程第12 議案第59号

議 _____ **長** 次に、日程第12、議案第59号「工事請負契約の締結（町道新谷三反間線道路改良工事（その1））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第59号「工事請負契約の締結（町道新谷三反間線道路改良工事（その1））」について提案の理由をご説明いたします。

現在計画しております町道新谷三反間線の道路改良事業におきまして、町道新谷三反間線道路改良工事（その1）の指名競争入札について11社指名し、11月24日に実施したところ、7者が入札に応札した結果、長崎県東

彼杵郡川棚町白石郷 1 8 4 7 番地 2、有限会社八木原建設 代表取締役 八木原勝巳氏が 4, 6 7 0 万 8, 2 0 0 円で落札決定いたしましたので、1 1 月 2 8 日に仮契約を締結いたしました。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に該当しますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要につきましては、建設課長から説明しますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 それでは、私のほうから説明をいたします。

本工事につきましては、地方創生道整備推進交付金を活用した事業であり、その事業の目的としましては、基幹農道川棚西部地区工事の終点と国道 2 0 5 号線の新谷交差点までを結ぶ道路として、町道新谷三反間線が位置しており、この間の町道幅員が基幹農道の幅員であります 7 メートルを満たしていないため、基幹農道と同じ幅員に拡幅することにより、安全で快適な移動を可能にするものであります。

なお、この事業は予定といたしまして、今年度から 3 か年に分けて実施する計画としており、その当初の年度の工事となります。それでは、議案の次のページ、参考資料のほうをお開きください。

工期につきましては、契約の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとしております。

工事場所は、川棚町新谷郷地内であります。

町道新谷三反間線の概要であります。

現況です。幅員（有効幅員）、 $W = 5.8$ メートル。

改良計画。幅員（有効幅員）、 $W = 7$ メートル。

工事長、 $L = 35.4$ メートル（全長、 $L = 85.4$ メートル）。

本工事の概要です。

1. 作業土工。

床掘、 $V = 250$ 立米。

埋戻、 $V = 280$ 立米。

地盤改良、 $V = 130$ 立米。

2. 排水工。

ボックスカルバート、（幅）2,000×（高）1,000、L=33メートル。

側溝敷設（300型）、L=3メートル。

集水柵（500×500×900）、n=1基。

3. 擁壁工。

地覆工、n=1か所。

重力式擁壁工、n=2か所。

4. 防護柵工。

ガードレール、L=1.5メートル。

転落防止柵、L=3メートル。

5. 仮設工。

土留め（親杭横矢板方式）、n=1式。

6. 処分工。

発生土砂、n=1式。

舗装殻及びコンクリート殻、n=1式。続きまして、次ページ、A3版三つ折りの図面の1枚目をお開きください。

この図面は、工事箇所の計画平面図であります。道路平面図の左側は、国道205号線の新谷郷交差点付近であり、赤で着色された線の箇所が、事業を計画しております町道新谷三反間線となります。

全体の工事区間は85.4メートルであります。本年度の施工延長はそのうちの35.4メートルであります。

道路拡幅を行うために、町道新谷三反間線と並行している新谷川の河川にボックスカルバートを設置して道路幅員を確保するものであります。ボックスカルバートの設置位置は、青色の四角で記載された箇所であります。

このうち、今回の工事で設置するボックスカルバートは黄色で着色した箇所であり、その延長は33メートルとなります。

図面上側に写真を添付しております。左側の写真は、国道側の新谷号交差点から撮影した状況であり、観光バス駐車場脇が町道新谷三反間線で、その右横に新谷川があります。

右側の写真は、基幹農道終点側付近から新谷郷交差点側を撮影したもので

あります。続きまして、次のページ、A3版三つ折り図面の2枚目をお開きください。

この図面は、工事箇所の標準断面図であります。断面図の寸法に記載がありますように、道路幅員は改良後7メートルとなります。また、歩道も設置することとしており、歩道幅員は約1.5メートルとなります。

設置いたしますボックスカルバートの断面は黄色で着色しております。青で着色している箇所は地盤改良を行う範囲の断面となります。区域により地盤が軟弱な箇所があることから、地盤改良が必要となります。

図面の赤線の箇所は舗装工事の範囲となりますが、今回の工事には含めておりません。下の写真をご確認ください。

ボックスカルバートの設置例として、参考の写真を添付しており、今回の施工方法とこの写真は類似しております。

本工事の車線内を掘削してボックスカルバートを設置することから、両側に土留め工事が必要となります。土留め工事は柱にH形鋼を設置し、壁には木製の横矢板を取り付けて土留めとするものであります。また、土留めが崩壊しないように、同じくH形鋼で切梁を設置いたします。写真では赤色のH形鋼が切梁となります。最終ページをご覧ください。

入札結果一覧表であります。指名業者数は11者でありましたが、4者が入札を辞退されたため、7者による入札結果となっております。以上、説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番 水 谷 2点ほどお尋ねをします。まず、この事業に関しまして、私がちょっと気になるのが、まず現在の気象状況では、結構降雨強度が強いというふうなことが言われております。その中で、このボックスの排水量に余裕高があるのかどうか1つお尋ねをします。

それともう1つは、親杭の撤去もされるのかどうか。それによって地盤変動があらうかと思いますので、そこをお尋ねをします。以上です。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 水谷議員のほうからご質問がありました2点について回答いたします。まず、このボックスカルバートのほうの断面の大きさにつきましては、現状の河川の大きさと同じで設計をしておるところでございます。

確かに降雨強度、最近強く多くはなってきたところではありますが、過剰な設計ということになってしまいますので、現状の大きさを確保するという内容としております。

もう1点、親杭のほうの撤去につきましては、確かに心配される点は理解するところではございますが、今設計の段階では抜いて埋め戻すと。ただ、その場合、やはり周辺に影響を与えるような恐れがある場合、そういう判断をした場合は現状を残すということも考えられると思いますが、今の設計では引き抜いていくという考えを持っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 この平面図のほうでお尋ねしたいんですが、令和4年度中の工事の中には入っていないんですけども、コンビニの駐車場のところに四角い枠が赤線でありますけど、ここはどうなるのかなというところが1つ。

それから、工事期間中の交通規制についてはどういうふうに考えておられるかお尋ねします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 高以良議員のほうからのご質問にお答えします。まず、ご質問がりましたコンビニの付近の脇に赤枠がございます。これにつきましては、コンビニからの出入り口を計画しておる線でございます。

もう1点、交通規制につきましては、できるだけ通行止め等発生しないように施工計画を進めているところでございます。基本的には片側、場合によっては片側っていうのはあるかもしれませんが、そういう交通規制の中で対応していきたいと思っておりますが、場合によってはどうしても大きな重機が入ることもございます。その場合、あらかじめ地区のほうにはお知らせしながら対応していきたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 水谷議員の質問とちょっと重なるところもあるんですが、今の黄色いカルバートの断面図と現在の河床の部分を見ると同じくらいで、今後の増水したときの対応がどうなのかなというのはちょっと疑問に思ってたんですが、実際にはこの川そのものの大きさですけど、現実はその上のほうまで土手があって、ある程度余裕があったのかなと思っておりますが、この国道を横断している部分との大きさですかね、国道のほうがいわゆる余裕がある

のか、この大きさでないとさばけなくなるのか、そこら辺の検討はどうなんですか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 福田議員のほうのこのボックスカルバートの大きさの関係なんです、確かに上の法面の部分、余裕部分がございます。ただ、国道のほうを横断している部分については、ここは当然ございません、この余裕幅。それともう1点、ここを設計する際に雨量計算等をされた結果、このボックスの大きさになっているところがございますので、今計算できる雨量計算の中から耐えられる大きさを確保していると考えるところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号「工事請負契約の締結（町道新谷三反間線道路改良工事（その1））」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「工事請負

